

薬生水発 0930 第 5 号
令和元年 9 月 30 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿
各厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（ 公 印 省 略 ）

「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定
及び「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について

平成 30 年 12 月 12 日に公布された、水道法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 92 号。以下「改正法」という。)により、官民連携の選択肢の一つとして、P F I の一類型である公共施設等運営事業について、地方公共団体が水道事業者及び水道用水供給事業者（以下、「水道事業者等」という。）としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて水道施設運営権を民間事業者に設定できる仕組みが新たに導入され、令和元年 10 月 1 日から施行されることとなった。

これを受け、厚生労働省においては、「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を策定するとともに「水道事業における官民連携に関する手引き」（平成 26 年 3 月策定、平成 28 年 12 月一部追記）の改訂を行った。

については、水道事業者等におかれては、下記のとおり、公共施設等運営事業の導入の検討・実施に当たって本ガイドライン等を参照等願いたい。また、各都道府県におかれては、本通知について管下の都道府県知事認可の水道事業者等に周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき技術的助言である旨申し添える。

記

1. 「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」の策定について
改正法による改正後の水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 24 条の 4 の規定に基づき、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運

営権の設定に係る許可の申請を行う場合には、法第 24 条の 5 の規定に基づき、申請書等を厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。また、許可に当たっての基準は法第 24 条の 6 に規定されており、これらの規定に基づき審査が行われる。

厚生労働省においては、厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を示すため、許可に際しての留意事項や、申請書の審査上の基本事項等を「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」として別添 1 のとおり取りまとめた。

地方公共団体である水道事業者等が法第 24 条の 4 の規定に基づく許可の申請を行う場合には、本ガイドラインを参照願いたい。

2. 「水道事業における官民連携に関する手引き」の改訂について

厚生労働省においては、水道事業者等が官民連携の検討を行う場合の参考として、平成 26 年 3 月に「水道事業における官民連携に関する手引き」を策定し、官民連携による事業基盤の強化の取組を推進してきた。

今般、本手引きについて、公共施設等運営事業を導入するに当たって事前に検討すべき事項や、公共施設等運営事業を導入・実施する際の手順等についての実務的な解説を新たに「第 V 編 コンセッション方式導入の検討」として追加する等の改訂を行い、別添 2 のとおり取りまとめた。

水道事業者等におかれては、公共施設等運営事業の導入について検討する際の参考として、本手引きを活用願いたい。

3. その他

改正法の施行に関し、水道施設運営権の設定の許可に関する事項も含めた全般にわたる改正の趣旨、内容及び留意点については、「改正水道法等の施行について」（令和元年 9 月 30 日付け薬生水発第 0930 第 1 号）厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）により通知したところであり、併せて参照願いたい。